

車内放送広告および駅名板広告の広告主選定基準

- ・車内放送広告および駅名板広告の広告主の選定については、神戸市交通局広告掲出審査基準及び募集要項にもとづくとともに、公営交通事業における広告であることを踏まえ、社会通念上総合的に判断する。
- ・個別具体的なケースを検討する上での一定の判断基準について、以下に示す。

【1】広告主：以下のものは、承認しない。

- ◇ 神戸市交通局広告掲出審査基準において規制する業種としているもの。
- ◇ 風営法または風俗営業に類似する業種
- ◇ 医療法で認められていない医業、施術所を営む者
- ◇ 寺社、宗教法人
ただし、当該施設が歴史的建造物、文化財の類で社会的にも広く受け入れられているものは可
- ◇ 政党、結社等の政治団体や政治的色彩を有する法人
- ◇ 悪質商法等で摘発もしくは行政処分を受けていたり、または受けける可能性のある企業等
- ◇ その他、広告を掲出することにより交通局のイメージ並びに社会的信用を害する恐れのある企業等

【2】所在地：以下に該当しない場合は、承認しない。

- ◇ 広告内容の企業・機関・施設等が、当該駅の出入口から概ね 1 キロメートルに立地し、当該駅を最寄り駅として案内することが適切と考えられること。

【選定基準を満たす広告主が複数ある場合】

- ◇ 広告掲出により、駅周辺の活性化、お客様の利便性向上、駅のイメージ向上が見込めること。
- ◇ 申込金額